別表(第11条の5関係)

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

·		(1) 亚代17年10日1日から亚代19年9日91日までの即において海田されてい
		(1) 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間において適用されている。
		た鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年鶴岡市条例第59号。以下
	第1号区分	「施行日前の鶴岡市給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた
		者でその属する職務の級が4級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
		(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
	第2号区分	する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第1項に掲げる者を除く。)のう
	7,7 1,7 1,7 1,7 1,7 1,7 1,7 1,7 1,7 1,7	ち鶴岡市長の定めるもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
		(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
	第3号区分	する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第1項及び第2号区分の項第1
	第3万位刀	項に掲げる者を除く。)
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
		(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
		務の級が9級であったもの
	第4号区分	(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの
鶴		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
岡市		(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
	第5号区分	務の級が8級であったもの
		(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)
		(3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が7級であったもの
		(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が6級であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
		(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
		務の級が7級であったもの
		 (2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が2級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの
	第6号区分	 (3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が6級であったもの
		(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
		(2) 137日 (1-14)/ の日に下 / ののっこの (時間中に入ったで)のの。

		(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
		務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属す
		る職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)
		(3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属す
		る職務の級が5級であったもの
	# - I I I I	(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属す
	第7号区分	る職務の級が4級であったもの
		(5) 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間において適用されてい
		た鶴岡市技能職員に関する規則(平成17年鶴岡市規則第52号。以下「施行日前の
		鶴岡市給与規則」という。)の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務
		の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が28号給以上であったもの又
		は2級であったもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
		(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
		務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属す
		る職務の級が1級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの
		(3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属す
	第8号区分	る職務の級が2級、3級又は4級であったもの
	別のり四月	(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属す
		る職務の級が2級又は3級であったもの
		(5) 施行日前の鶴岡市給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職
		務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が20号給から27号給まで
		であったもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた新
		庄市一般職の給与に関する条例(昭和32年新庄市条例第15号。以下「施行日前の
		新庄市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務
		の級が8級であったもの
	第5号区分	(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた新
		庄市一般職の給与に関する条例(昭和32年新庄市条例第15号。以下「施行日前の
新庄市		新庄市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務
		の級が8級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
		務の級が7級であったもの
		(2) 施行日前の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料
		表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの

		(1) 施行日前の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料
		表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち在職
	# - I I I N	年数が18年以上のもの
	第7号区分	(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた新
		庄市技能労務職員の給与の支給に関する規則(昭和34年新庄市規則第13号。以下
		「施行日前の新庄市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者
		でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの
		(1) 施行日前の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
		務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料
	# 0 F F A	表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区
	第8号区分	分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち在職年数が9年以上であったもの
		(3) 施行日前の新庄市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受け
		ていた給料月額が25号給から40号給までであったもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた寒
		河江市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒河江市条例第6号。以下「施
	第4号区分	行日前の寒河江市給与条例」という。) の医療職給料表(1)の適用を受けていた者
		でその属する職務の級が4級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
		(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が8級であったもの
		(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
寒	第5号区分	する職務の級が3級であったもの
寒河江市		(3) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
市		する職務の級が6級であったもの
		(4) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が6級であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が7級であったもの
		(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの

		(1) 特尔日芒。庞河江土似日及周岛江北畔从州土岛英田之河江之,是世一里。日子
		(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が2級であったもの
	第7号区分	(3) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
		(4) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が4級であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
		(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級又は4級であったもの
		 (3) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
	第8号区分	する職務の級が3級であったもの
		(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた寒
		河江市技能労務職員の給与の支給に関する規則(昭和35年寒河江市規則第4号)の
		技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が27号給以上
		であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第3万 位刀	
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上
	第5号区分	山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年上山市条例第20号。以下「施行」
		日前の上山市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す
		る職務の級が8級であったもの
		(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上
		山市水道企業職員の給与の支給に関する規程(昭和42年上山市水管規程第6号。以
- 出三十		下「施行日前の上山市水道企業職員給与規則」という。) の企業職給料表 I の適用を
		受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの
		(1) 施行日前の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
	第6号区分	務の級が7級であったもの
		 (2) 施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表 I の適用を受けていた者
		でその属する職務の級が7級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの

(1) 施行日前の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職 務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた上 山市技能労務職員の範囲並びに給与等の支給に関する規則(昭和35年上山市規則第 5号。以下「平成8年4月以後平成13年3月以前の上山市給与規則」という。)の 技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が33号給以上 であったもの (3) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 上山市技能労務職員の範囲並びに給与等の支給に関する規則(以下「平成13年4月 以後施行日前の上山市給与規則」という。) の技能労務職給料表の適用を受けていた 者でその受けていた給料月額が31号給以上であったもの 第7号区分 (4) 施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表 I の適用を受けていた者 でその属する職務の級が6級であったもの (5) 平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた上 山市水道企業職員の給与の支給に関する規程(以下「平成8年以後平成13年3月以 前の上山市水道企業職員給与規則」という。)の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた 者でその受けていた給料月額が33号給以上であったもの (6) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程(以下「平成13年4月以後施行日前 の上山市水道企業職員給与規則」という。) の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者 でその受けていた給料月額が31号給以上であったもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの (1) 施行日前の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職 務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成8年4月以後平成13年3月以前の上山市給与規則の技能労務職給料表の適 用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から32号給までであった もの (3) 成13年4月以後施行日前の上山市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けて いた者でその受けていた給料月額が23号給から30号給までであったもの (4) 施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表 I の適用を受けていた者 第8号区分 でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (5) 平成8年以後平成13年3月以前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表 Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から32号給までで あったもの (6) 平成13年4月以後施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅱの 適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23給から30号給までであった もの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの 第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者 第9号区分

村山市	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた村山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号。以下「施行日前の村山市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた村山市水道企業職員の給与の支給に関する規程(昭和42年村山市水道企業管理規程第7号。以下「施行日前の村山市水道企業管理規程」という。)の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの (1) 施行日前の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
	第6号区分	務の級が7級であったもの (2) 施行日前の村山市水道企業管理規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の村山市水道企業管理規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(2) 施行日前の村山市水道企業管理規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
長井市	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成17年3月31日までの間において適用されていた長井市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年長井市条例第17号。以下「平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長井市一般職の職員の給与に関する条例(以下「平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長井市一般職の職員の給与に関する条例(以下「平成8年以後施行日前の長井市給与条例」という。)の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの

		(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を
		受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
		(2) 平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けてい
	第6号区分	た者でその属する職務の級が7級であったもの又は平成17年3月31日において
		平成8年以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けて
		いた者でその属する職務の級が7級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの
		(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を
		受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
		(2) 平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けてい
		た者でその属する職務の級が6級であったもの又は平成17年3月31日において
		平成8年以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けて
		いた者でその属する職務の級が6級であったもの
	第7号区分	(3) 平成8年以後施行日前の長井市給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた
		者でその属する職務の級が5級であったもの
		(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長
		井市技能労務職員の給与の支給に関する規則(昭和35年長井市規則第6号。以下「施
		行日前の長井市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でそ
		の受けていた給料月額が36号給以上であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの
		(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を
		受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けてい
		た者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの又は平成17年3月3
		1日において平成8年以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の
	第8号区分	適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの
	,,, , ,	(3) 平成8年以後施行日前の長井市給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた
		者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの
		(4) 施行日前の長井市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受け
		ていた給料月額が24号給から35号給までであったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	>1 v - v —> v	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東
		根市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年東根市条例第17号。以下「施行」
		日前の東根市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す
東根		る職務の級が8級であったもの
	第5号区分	(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東
市	N10 (1 E)1	根市水道企業職員の給与に関する規程(昭和47年東根市規程第4号。以下「施行日
		前の東根市水道企業職員給与規程」という。)の企業職給料表(1)の適用を受けて
		いた者でその属する職務の級が8級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの

		(1) 施行日前の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
	第6号区分	(2) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた
		者でその属する職務の級が7級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
		(1) 施行日前の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
		務の級が6級であったもの
		(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東
		根市技能労務職員の給与等に関する規則(昭和35年東根市規則第17号。以下「施
		行日前の東根市技労規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でそ
	第7号区分	の受けていた給料月額が34号給以上であったもの
		(3) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた
		者でその属する職務の級が6級であったもの
		(4) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(2)の適用を受けていた
		者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
•		(1) 施行日前の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職
		務の級が4級又は5級であったもの
		 (2) 施行日前の東根市技労規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受け
		ていた給料月額が24号給から33号給までであったもの
	第8号区分	 (3) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた
		者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		 (4) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(2)の適用を受けていた
		者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾
		花沢市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年尾花沢市条例第12号。以下「施
	第3号区分	行日前の尾花沢市給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者
		でその属する職務の級が4級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
尾		(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
尾花沢市	第4号区分	する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第1号に掲げる者を除く。)
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
		(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が8級であったもの
	第5号区分	(2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの

		(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が7級であったもの
		(2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの
	第6号区分	(3) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
	N1 0 .7 E23	する職務の級が5級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの
		(4) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
-		(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)
		(3) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)
	第7号区分	(4) 施行目前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
)(v · • —)•	する職務の級が4級であったもの
		(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾
		花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則(昭和36年尾花沢市規則第8号。
		以下「施行日前の尾花沢市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けて
		いた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
-		(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が1級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの
		(3) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級若しくは
	第8号区分	4級であったもの
		(4) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級であった
		<i>₺の</i>
		(5) 施行日前の尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が22号給から39号給までであったもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
	第9号区分	第3号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第9号区分	

		,
南陽市	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年南陽市条例第28号。以下「施行日前の南陽市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程(昭和43年南陽市水道事業企業訓令第7号。以下「施行日前の南陽市水道事業企業訓令」という。)の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの
	第6号区分	 (1) 施行日前の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の南陽市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の南陽市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成8年4月1日から平成14年12月31日までの間において適用されていた南陽市技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年南陽市規則第6号。以下「平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの (4) 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市技能労務職員の給与に関する規則(以下「平成15年1月以後施行日前の南陽市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が37号給以上であったもの (5) 施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (6) 平成8年4月1日から平成14年12月31日までの間において適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程(以下「平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市水道事業企業訓令」という。)の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの (7) 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程(以下「平成15年4月以後施行日前の南陽市水道事業企業訓令」という。)の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が37号給以上であったもの (8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの

	第8号区分	(1) 施行日前の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の南陽市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が27号給から39号給までであったもの (4) 平成15年1月以後施行日前の南陽市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が26号給から36号給までであったもの (5) 施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		(6) 平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が27号給から39号給までであったもの (7) 平成15年4月以後施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が26号給から36号給までであったもの (8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	カシケ凸刀	77 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2
山辺町	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山 辺町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年山辺町条例第22号。以下「施 行日前の山辺町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山辺町技能労務職員の給与に関する規則(昭和46年山辺町規則第2号。以下「施行日前の山辺町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の山辺町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から40号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

中山町	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた中山町の一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年中山町条例第15号。以下「施行日前の中山町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた中山町技能労務職員の給与に関する規則(昭和46年中山町規則第6号)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた河 北町一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年河北町条例第15号。以下「施 行日前の河北町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
河北町	第7号区分	(1) 施行日前の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた河北町技能労務職員の給与に関する規則(昭和49年河北町規則第11号。以下「施行日前の河北町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が38号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の河北町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から37号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		西川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年西川町条例第7号。以下「施
	第4号区分	行日前の西川町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者
		でその属する職務の級が4級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの
		(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が8級であったもの
		(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
	第5号区分	する職務の級が3級であったもの
		(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が6級であったもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの
		(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が7級であったもの
		(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が2級であったもののうち西川町長の定めるもの
西川	第6号区分	(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
町		する職務の級が5級であったもの
		(4) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの
		(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)
		(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が4級であったもの
	第7号区分	(4) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が4級であったもの
		(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		西川町技能労務職員に関する規則(昭和46年西川町規則第7号。以下「施行日前
		の西川町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が41号給以上であったもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの

		(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が1級であったもののうち西川町長が定めるもの
		(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
	第8号区分	する職務の級が3級であったもの
		(4) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの
		(5) 施行日前の西川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		朝日町一般職の職員の給与に関する条例(昭和53年朝日町条例第10号。以下「施
	第4号区分	行日前の朝日町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者
	<i>7</i> 10 2 0 m20	でその属する職務の級が3級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
		(1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が8級であったもの
	第5号区分	(2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
	<i>7</i> 17 ° 7 <u>—</u> <i>7</i> 3	する職務の級が2級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
		(1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が7級であったもの
		(2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が1級であったもの
朝	第6号区分	(3) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
目町		する職務の級が5級であったもの
		(4) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
		(1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が4級であったもの
		(3) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
	第7号区分	する職務の級が4級であったもの
		(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		朝日町技能労務職員の給与に関する規則(昭和53年朝日町規則第6号。以下「施
		行日前の朝日町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者で
		その受けていた給料月額が38号給以上であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの

		(1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの
	第8号区分	(3) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの
		(4) 施行日前の朝日町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が23号給から37号給までであったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		大江町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年大江町条例第5号。以下「施
	第5号区分	行日前の大江町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が8級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
		(1) 施行日前の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	第6号区分	職務の級が7級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
		(1) 施行日前の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
1.		職務の級が6級であったもの
大江		(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
町	第7号区分	大江町技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年大江町規則第9号。以下「施
		行日前の大江町給与規則」という。) の技能労務職給料表の適用を受けていた者で
		その受けていた給料月額が41号給以上であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
		(1) 施行日前の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの
	第8号区分	(2) 施行日前の大江町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が24号給から40号給までであったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		大石田町一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年大石田町条例第5号。以下
大石田町	第5号区分	「施行日前の大石田町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者
		でその属する職務の級が8級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの
		(1) 施行日前の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す
	第6号区分	る職務の級が7級であったもの
	わり ケビカ	

	I	
		(1) 施行日前の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
		 (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
	第7号区分	大石田町技能労務職員の給与に関する規則(昭和50年大石田町規則第11号。以
		下「施行日前の大石田町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けて
		いた者でその受けていた給料月額が37号給以上であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの
		(1) 施行目前の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す
		る職務の級が4級又は5級であったもの
	第8号区分	(2) 施行目前の大石田町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその
	77 7 EN	受けていた給料月額が22号給から36号給までであったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの
	## 0 II II /	
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		金山町一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年金山町条例第19号。以下「施
	第5号区分	行日前の金山町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が8級であったもの
		(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの
		(1) 施行日前の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が7級であったもの
		(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
	第6号区分	する職務の級が6級であったもの
		(3) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
仝		する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの
金山		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの
町		(1) 施行日前の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
		(3) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
	## - H 1	する職務の級が4級又は5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除
	第7号区分	<,)
		(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		金山町技能労務職員に関する規則(昭和39年金山町規則第2号。以下「施行日前
		の金山町給与規則」という。)の技能労務職給料表(1)の適用を受けていた者で
		その受けていた給料月額が41号給以上であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの
		(6) 194日 9(1940) 20日(10十) 2000 0 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

		(a) the patron A I make to the property with the patron of
		(1) 施行日前の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級又は4級であったもの
	第8号区分	(3) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの
		(4) 施行日前の金山町給与規則の技能労務職給料表(1)の適用を受けていた者でそ
		の受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		最上町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年最上町条例第9号。以下「施
	第4号区分	 行日前の最上町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者
		でその属する職務の級が3級であったもの
		 (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
		(1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が8級であったもの
		(2) 施行目前の最上町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
	第5号区分	する職務の級が2級であったもの
	710 7 EX	(3) 施行目前の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が6級であったもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
		(1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が7級であったもの
= .		(2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
最上	<i>t</i>	する職務の級が1級であったもの
町	第6号区分	(3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が6級であったもの
		(4) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
		(1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
		(3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
	第7号区分	する職務の級が4級であったもの
		(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		 最上町技能労務職員に関する規則(昭和62年最上町規則第2号。以下「施行日前
		の最上町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が35号給以上であったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
<u></u>	I	10/ Hall Aleddia of Heth Colored Califfrance Califfran

		(1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級又は4級であったもの
	第8号区分	(3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの
		(4) 施行日前の最上町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が21号給から34号給までであったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		舟形町一般職の給与に関する条例(昭和45年舟形町条例第13号。以下「施行日
	第5号区分	前の舟形町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す
		る職務の級が8級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
		(1) 施行日前の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	第6号区分	職務の級が7級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
		(1) 施行日前の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
舟		職務の級が6級であったもの
形		(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
町	第7号区分	舟形町技能労務職員に関する規則(昭和45年舟形町規則第14号。以下「施行日
		前の舟形町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその
		受けていた給料月額が40号給以上であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
		(1) 施行日前の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの
	第8号区分	(2) 施行日前の舟形町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が30号給から39号給までであったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
真		真室川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年真室川町条例第5号。以下
真室川	第4号区分	「施行日前の真室川町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けて
町		いた者でその属する職務の級が4級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの

		(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する際数の細が8細でなった。
		る職務の級が8級であったもの
		(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が3級であったもの
		(3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されてい
	第5号区分	た真室川町教育委員会職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例(平成
	310 7 EX	16年真室川町条例第16号)第2条の規定によりその例によることとされた山形
		県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に
		適用された同条例の教育職給料表(2)(以下「施行日前の真室川町条例により例
		によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)」という。)の適用を受け
		ていた者でその属する職務の級が4級であったもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
-		(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す
		る職務の級が7級であったもの
		(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの
		(3) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその
	第6号区分	属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの
		(4) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が5級であったもの
		(5) 施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職
		給料表 (2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
=		(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属す
		る職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)
		(3) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)
	第7号区分	(4) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が4級であったもの
		(5) 施行目前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職
		給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののう
		ち在職年数が18年以上のもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
		(で) まに さいまご シロにキャシ ひくこ して米田三氏とんでもの ひく

	ı	
		(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの
		(3) 施行目前の真室川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその
	第8号区分	属する職務の級が3級又は4級であったもの
		(4) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が3級であったもの
		(5) 施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職
		給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第
		7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち在職年数が9年以上のもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		鮭川村一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年鮭川村条例第7号。以下「施
	第5号区分	行日前の鮭川村給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が8級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
		(1) 施行日前の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
鮭	第6号区分	職務の級が7級であったもの
Ш		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
村		(1) 施行日前の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	第7号区分	職務の級が6級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
		(1) 施行日前の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	第8号区分	職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		戸沢村一般職の職員給与に関する条例(昭和45年戸沢村条例第3号。以下「施行
		日前の戸沢村給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が8級であったもの
		(2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの
戸	Wr = U = A	(3) 平成11年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されてい
戸沢村	第5号区分	た戸沢村教育委員会職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例(平成
		11年戸沢村条例第8号)第2条の規定により例によることとされた山形県職員等
		の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用され
		 た同条例の教育職給料表(2)(以下「平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例
		により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)」という。)の適
		用を受けていた者でその属する職務の級が4級以上であったもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの
L	I	1-1 11- 41-1-1 A B 1- 1 \ A D . \ C O C \ M M 1 1 1 \ A D . \ C O C \ M M 1 1 1 \ A D \ A A A A A A A A A A A A A A A A

(1) 施行日前の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属 する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属 第6号区分 する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (4) 平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県 給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級 であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの (1) 施行日前の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が6級であったもの (2) 施行目前の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属 する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属 する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (4) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属 する職務の級が4級であったもの 第7号区分 (5) 平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県 給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級 であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であっ たもの (6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 戸沢村技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年戸沢村規則第2号。以下「施 行日前の戸沢村給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者で その受けていた給料月額が34号給以上であったもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの (1) 施行日前の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属 する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属 する職務の級が2級であったもののうち経験年数が15年以上であったもの又は 3級若しくは4級であったもの (4) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属 第8号区分 する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が360月を超えるもの又 は3級であったもの (5) 平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県 給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級 であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち期末手当基礎額 算定に係る加算割合が100分の5であったもの (6) 施行日前の戸沢村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受 けていた給料月額が22号給から33号給までであったもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの

	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大蔵村	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年大蔵村条例第14号。以下「施 行日前の大蔵村給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその 属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属 する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (4) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (4) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大蔵村技能労務職員の給与に関する規則(昭和46年大蔵村規則第5号。以下「施行日前の大蔵村給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行目前の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行目前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行目前の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が120月を超えるもの又は3級若しくは4級であったもの (4) 施行目前の大蔵村給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものののうちその在級期間が360月を超えるもの又は3級であったもの (5) 施行目前の大蔵村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
	Market 1 To 1	
		高畠町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年高畠町条例第13号。以下「施
	第4号区分	行日前の高畠町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者
		でその属する職務の級が4級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長の定めるもの
		(1) 施行日前の高畠町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が8級であったもの
		(2) 施行日前の高畠町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
	第5号区分	する職務の級が3級であったもの
		(3) 施行日前の高畠町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が6級であったもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長の定めるもの
		(1) 施行日前の高畠町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が7級であったもの
		(2) 施行日前の高畠町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
	第6号区分	する職務の級が5級であったもののうち高畠町長が定めるもの又は6級であった
	第0万 位刀	も の
		(3) 施行日前の高畠町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもののうち高畠町長が定めるもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長の定めるもの
		(1) 施行日前の高畠町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
高畠		職務の級が6級であったもの
上野	第7号区分	(2) 施行日前の高畠町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が2級であったもの
		(3) 施行日前の高畠町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)
		(4) 施行日前の高畠町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が4級又は5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除
		<.)
		(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		高畠町技能労務職の職員の給与に関する規則(昭和45年高畠町規則第9号。以下
		「施行日前の高畠町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた
		者でその受けていた給料月額が38号給以上であったもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長の定めるもの
		職務の級が4級又は5級であったもの
		 (2) 施行日前の高畠町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級又は4級であったもの
	第8号区分	(3) 施行日前の高畠町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもののうち高畠町長が定めるもの
		(4) 施行日前の高畠町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が28号給から37号給までであったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	オリクビガ	Mェッドリカ・フカロッドリカ・マンバ・ティいグ帆只ジビルバトも病しなが、ことには公日

川西町	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 川西町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年川西町条例第7号。以下「施 行日前の川西町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその 属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの(2) 施行日前の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた川西町技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年川西町規則第6号。以下「施行日前の川西町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が39号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日前の川西町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から38号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの
小国町	第 9 号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者 (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 小国町一般職の職員の給与に関する条例(平成元年小国町条例第8号。以下「施行日前の小国町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた小国町企業職員の給与の支給に関する規程(平成3年小国町企管規程第1号。以下「施行日前の小国町企業職員給与規程」という。)の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの

	(1) 施行日前の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	職務の級が7級であったもの
	(2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
	する職務の級が2級であったもの
	(3) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
第6号区分	する職務の級が5級であったもの
	(4) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
	する職務の級が5級であったもの
	(5) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者
	でその属する職務の級が7級であったもの
	(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの
	(1) 施行日前の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	職務の級が6級であったもの
	(2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
第7号区分	する職務の級が4級であったもの
	(3) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者
	でその属する職務の級が6級であったもの
	(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの
	(1) 施行日前の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	職務の級が4級又は5級であったもの
	(2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
	する職務の級が1級であったもの
	(3) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
	する職務の級が3級又は4級であったもの
	(4) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
	する職務の級が3級であったもの
	(5) 施行日前の小国町給与条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する
第8号区分	職務の級が3級であったもの
	(6) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者
	でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
	(7) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表(2)の適用を受けていた者
	でその属する職務の級が2級であったもののうち小国町長の定めるもの
	(8) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
	小国町技能労務職員に関する規則(平成元年小国町規則第6号)の技能労務職給料
	表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち小国町
	長の定めるもの
	(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの
第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		白鷹町一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年白鷹町条例第12号。以下「施
		行日前の白鷹町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者
		でその属する職務の級が4級であったもの
	第4号区分	(2) 平成16年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されてい
		た白鷹町病院事業等職員の給与の支給に関する規程(平成16年白鷹町病院事業等
		管理規程第1号。以下「平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程」
		という。) の医療職給料表 (1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が4
		級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
		(1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が8級であったもの
		(2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの
		 (3) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級であったもの
		(4) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(1)
		の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
		(5) 平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた
	第5 早 区 八	白鷹町水道企業職員の給与の支給に関する規則(昭和42年白鷹町規則第13号。
<u> </u>	第5号区分	
白鷹		以下「平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則」という。)
箭		の水道企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であ
		ったもの
		(6) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されてい
		た白鷹町水道事業職員の給与の支給に関する規程(平成13年白鷹町管理規程第1
		号。以下「平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程」という。)の
		水道事業企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級で
		あったもの
		(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
		(1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が7級であったもの
		(2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が5級であったもの
	第6号区分	(3) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適
		用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
		(4) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(3)
		の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
		(5) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職
		給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
		(6) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料
		表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
		(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
		(1) ロコログで送いる古で中さのひくこして口鳥門区と人にののひと

- (1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が6級であったもの
- (2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
- (3) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (4) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (5) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (6) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
- (7) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(2) の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (8) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

第7号区分

- (9) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの
- (10) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職 給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (11) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職 給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であ ったもの
- (12) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (13) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの
- (14) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 白鷹町技能労務職員に関する規則(昭和46年白鷹町規則第6号。以下「施行日前 の白鷹町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受 けていた給料月額が43号給以上であったもの
- (15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの

		(1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		は 一地 1 日前の日鳥町和子来内の医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		, 6 1,100
		(3) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属
		する職務の級が3級又は4級であったもの
		(4) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適
		用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		(5) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(2)
		の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの
		(6) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(3)
		の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
		(7) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表
		の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給までで
	第8号区分	あったもの
		(8) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職
		給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であった
		もの
		(9) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職
		給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42
		号給までであったもの
		(10) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料
		表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		(11) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料
		表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給
		までであったもの
		(12) 施行日前の白鷹町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が25号給から42号給までであったもの
		(13) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		飯豊町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年飯豊町条例第6号。以下「施
		行日前の飯豊町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその
	第5号区分	属する職務の級が8級であったもの
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する
飯豊町		職務の級が4級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
		(1) 施行日前の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が7級であったもの
	第6号区分	(2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する
	MO AEN	職務の級が3級であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
<u> </u>		(の) ははいいにはいられて生さらのいくのしない。 はいにいるので

		(1) 施行日前の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		間
		「銀海の板がの板とあったもの (2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が2級であったもの
	第7号区分	(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
	第 6 万 位刀	飯豊町技能労務職員に関する規則(昭和45年飯豊町規則第2号。以下「施行日前
		の いた の
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
		(1) 施行日前の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する
	第8号区分	(2) 旭11日前の販売町和子来例の医療職品枠表の適用を支げていた者にての属する 職務の級が1級であったもの
	第0万 位刀	「観券の飲か1級とめったもの (3) 施行日前の飯豊町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		はていた給料月額が26号給から42号給までであったもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの
	か ヘロ ロ ハ	
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
	** - I - · · ·	三川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年三川町条例第5号。以下「施
	第5号区分	行日前の三川町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が8級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	# 0 T F /\	(1) 施行日前の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する mttxtcogn x = 4
	第6号区分	職務の級が7級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
		(1) 施行日前の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
三		職務の級が6級であったもの
町町	# 5 1 1 1 1 1	(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
	第7号区分	三川町技能労務職員に関する規則(昭和45年三川町規則第11号。以下「施行日
		前の三川町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその
		受けていた給料月額が39号給以上であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
		(1) 施行日前の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	# 0 T F /\	職務の級が4級又は5級であったもの
遊佐町	第8号区分	(2) 施行日前の三川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が22号給から38号給までであったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		遊佐町一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年遊佐町条例第7号。以下「施
	第5号区分	行日前の遊佐町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその
		属する職務の級が8級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの

		(1) 施行日前の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	第6号区分	職務の級が7級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
		(1) 施行日前の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が6級であったもの
		(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
	第7号区分	遊佐町技能労務職員の給与に関する規則(昭和46年遊佐町規則第7号。以下「施
		行日前の遊佐町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者で
		その受けていた給料月額が39号給以上であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
		(1) 施行日前の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの
	第8号区分	(2) 施行日前の遊佐町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が23号給から38号給までであったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成17年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されてい
		た庄内町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年庄内町条例第50号。以下
	第5号区分	「施行日前の庄内町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者で
		その属する職務の級が8級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
		(1) 施行日前の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
	第6号区分	職務の級が7級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
		(1) 施行日前の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が6級であったもの
庄内		(2) 平成17年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されてい
町	第7号区分	た庄内町技能労務職員の給与等に関する規則(平成17年庄内町規則第39号。以
		下「施行日前の庄内町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けてい
		た者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
		(1) 施行日前の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する
		職務の級が4級又は5級であったもの
	第8号区分	(2) 施行日前の庄内町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
		けていた給料月額が23号給から40号給までであったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

山形県消防補償等組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 山形県消防補償等組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和61年山形 県消防補償等組合条例第2号)第2条の規定により準用することとされた山形県職 員等の給与に関する条例(昭和32年山形県条例第30号)の行政職給料表(以下「施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの (1) 施行目前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与
	第6号区分	条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であった もの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与 条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であった もの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与 条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級 であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
山形県自治会館管理組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 山形県自治会館管理組合の一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年山形県自 治会館管理組合条例第1号)の規定に基づき準用することとされた山形県職員等の 給与に関する条例の行政職給料表(以下「施行日前の山形県自治会館管理組合条例 により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。)の適用を 受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるも の
	第6号区分	(1) 施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給 与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5 級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるも の

	笠 0 早 ▽ ハ	第5 早区ひから第8 早区ひよでのいずれの時号の区/とにも屋上 わいこと しわえる
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
東根市外二市一町共立衛生処理組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 東根市外二市一町共立衛生処理組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年 東根市外二市一町共立衛生処理組合条例第5号)第2条の規定により例によること とされた東根市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年東根市条例第17号)の適用を受ける職員に適用された同条例の行政職給料表(以下「施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの (1) 施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受け
	第6号区分	(1) 施打日前の例によることとされた東极市結与条例の打政職結科表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
	第4号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 北村山公立病院一般職の職員の給与に関する条例(昭和37年北村山公立病院組合 条例第10号。以下「施行日前の北村山公立病院組合給与条例」という。)の医療 職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
北村山公立病院組合	第5号区分	(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの

		(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けてい
		た者でその属する職務の級が2級であったもの
		(3) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けてい
		た者でその属する職務の級が5級であったもの
	# - I - 1	(4) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けてい
	第7号区分	た者でその属する職務の級が4級であったもの
		(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		北村山公立病院技能労務職員の給与等に関する規則(昭和37年北村山公立病院組
		合規則第3号。以下「施行日前の北村山公立病院組合給与規則」という。)の技能
		労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上で
		あったもの
		(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
		(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者
		でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けてい
		た者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの
	第8号区分	(3) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けてい
		た者でその属する職務の級が3級であったもの
		(4) 施行日前の北村山公立病院組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けてい
		た者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの
		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
		(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
	第5号区分	最上川中部水道企業団職員の給与に関する規程(昭和45年最上川中部水道企業団
		管理規程第1号。以下「施行日前の最上川中部水道企業団給与規程」という。)の
		企業職給料表 (一) の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったも
最		\mathcal{O}
上		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの
中如	第6号区分	(1) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けて
最上川中部水道企業団		いた者でその属する職務の級が7級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けて
		いた者でその属する職務の級が6級であったもの
		(2) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(二)の適用を受けて
		いた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるも
		\mathcal{O}

	1	
	第8号区分	(1) 施行目前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(2) 施行目前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(二)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が21号給から33号給までであったもの(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上広域市町村圏事務組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 最上広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和49年最上広域 市町村圏事務組合条例第5号。以下「施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条 例」という。) の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級 であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 最上広域市町村圏事務組合教育委員会教育職員の給与、勤務時間その他の条件に関 する条例(昭和63年最上広域市町村圏事務組合条例第9号)第2条の規定により 例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立 小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表(2)(以下「施行日 前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例 の教育職給料表(2)」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4 級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定め るもの
	第6号区分	(1) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの

		(1) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けて
		いた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県
	## - H - N	給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級
	第8号区分	であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち期末手当基礎額
		算定に係る加算割合が100分の5であったもの
		(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定め
		3 h.O.
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
)IV = V III/V	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
		置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和55年置賜広域行政
	第5号区分	事務組合条例第3号。以下「施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例」という。)
	カリケビル	の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	# 0 I I I	(1) 施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた
	第6号区分	者でその属する職務の級が7級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
		(1) 施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた
		者でその属する職務の級が6級であったもの
	第7号区分	(2) 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの間において適用されていた
		置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則 (昭和47年置賜広域行政
		事務組合規則第8号。以下「平成8年4月以後平成10年3月以前の置賜広域行政
置		事務組合給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受
置賜広域行政事務組		けていた給料月額が34号給以上であったもの
域行		(3) 平成10年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されてい
政		た置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則(以下「平成10年4月
事終		以後施行日前の置賜広域行政事務組合給与規則」という。)の技能労務職給料表の
組		適用を受けていた者でその受けていた給料月額が35号給以上であったもの
合		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるも
		O
		(1) 施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた
		者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 平成8年4月以後平成10年3月以前の置賜広域行政事務組合給与規則の技能
		労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から3
		3 号給までであったもの
	第8号区分	(3) 平成10年4月以後施行日前の置賜広域行政事務組合給与規則の技能労務職給
		料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から34号給ま
		でであったもの
		(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるも
		(4) 削3方に拘ける有に準するものとして直肠広域11収事務組合理事長の定めるもの
	佐の日戸ハ	
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた
第5号区分	西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和47年西村山広域 行政事務組合条例第11号。以下「施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例」 という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるも
	σ
第6号区分	(1) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの(2) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	(1) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けてい
第7号区分	た者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行目前の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
第8号区分	(1) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(2) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
第0早区公	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
第3万匹刀	
第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 北村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年北村山広域 行政事務組合条例第14号)第4条の規定により例によることとされた村山市一般 職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号)の適用を受ける職 員に適用された同条例の行政職給料表(以下「施行日前の例によることとされた村 山市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務 の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるも の
第6号区分	(1) 施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
第7号区分	(1) 施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第6号区分 第7号区分 第9号区分 第6号区分

	ı	
	第8号区分	(1) 施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西置賜行政組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 西置賜行政組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和62年西置賜行政組合条例 第18号。以下「施行日前の西置賜行政組合給与条例」という。)の行政職給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者 でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第6号区分	 (1) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西置賜行政組合技能労務職員の給与の支給に関する規則(昭和62年西置賜行政組合規則第14号。以下「施行日前の西置賜行政組合給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が36号給以上であったもの (3) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日前の西置賜行政組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から35号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

		(1) 平成8年4月1日から平成17年10月31日までの間において適用されてい
酒田地区広域行政組合	第5号区分	た酒田地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年酒田地区消防組合条例第17号)第2条の規定により準用された酒田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和53年酒田市条例第34号)の行政職給料表(以下「平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成17年11月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた酒田地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例第2条の規定により準用された酒田市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
L		

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた 尾花沢市の条例を準用する条例(昭和56年尾花沢市大石田町環境衛生事業組合条 例第3号)に基づき準用する尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29 年尾花沢市条例第12号)の行政職給料表(以下「施行日前の準用することとされ た尾花沢市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属す る職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者 の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市の規則を準用する規則(昭和56年尾花沢市大石田町環境衛生事業組合規則第2号)に基づき準用する尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則(昭和36年尾花沢市規則第8号)の技能労務職給料表(以下「施行日前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表」という。)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(2) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から39号給までであったもの(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
置賜広域病院企業団	第2号区分	(1) 平成12年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた置賜広域病院組合一般職の職員の給与に関する条例(平成12年置賜広域病院組合条例第5号。以下「施行日前の置賜広域病院組合給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの
	第3号区分	(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。)のうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの(2)前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの
	第4号区分	(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第1号掲げる者を除く。) (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの

第5号区分	(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた 者でその属する職務の級が3級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定
	めるもの
	(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた
	者でその属する職務の級が6級であったもの
	(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた
	者でその属する職務の級が6級であったもの
	(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの
	(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた
	者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項第1号に掲げる者を
	除く。)
	(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた
第6号区分	者でその属する職務の級が5級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定
	めるもの
	(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた
	者でその属する職務の級が5級であったもの
	(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの
	(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた
	者でその属する職務の級が2級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定
	めるもの
65 - I - 1	(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた
第7号区分	者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を govern
	除く。) (3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた
	(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた 者でその属する職務の級が4級であったもの
	(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの
	(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた
	者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第1号に掲げる者を
	除く。)
	(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた
第8号区分	者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの
	(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた
	者でその属する職務の級が3級であったもの
	(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの
第9号区分	第2号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者